

特許 & 技術レポート

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2012-1

ハイライト:

通関手続き時特許権も判定	1
三菱、LED蛍光体の特許侵害訴訟を提起	3
透明電極の特許急増	3
個人無線端末機のセキュリティに関する出願増加	4
ソウル半導体、フィリップスとのLED特許紛争終結	4
太陽電池用染料の特許増加	5



特許制度

通関手続き時特許権も判定

今後、通関手続きの際に、既存の商標や著作権以外に、特許権、デザイン権などに対しても知的財産権の侵害可否を判定することができる手続きが設けられる。

また、特許権やデザイン権を侵害する可能性のある輸出入業者の情報が構築される。

企画財政部は、EUとの自由貿易協定 (FTA) で、今年7月1日から通関段階において知的財産権の保護範囲が既存の商標と著作権から、特許権、デザイン権、品種保護権、地理的表示権へまで拡大されることにより、通関制度の改善案の設置に着手したと明らかにした。

財政部は昨年8月、韓国租税研究院に研究を依頼し、その結果に基づき、今年、関税庁、特許庁など関係省庁にタスクフォース (TF) チームを構成し、改善案を設ける予定であ

る。

まず、現在類似する商標権、著作権、地理的表示権の申告書様式を権利の特性に合わせて細分化し、多様な申告制を設けると共に、特許権、デザイン権、品種保護権等については、特許庁や国立種子院など関係機関と協議し、侵害可否を判定することができる手続きを設ける予定である。

また、知的財産権の拡大前から申告を受け付け、侵害の可能性のある輸出入業者に関する情報や輸出入経路等に関するデータベースを構築する予定である。

財政部は、「特許権、デザイン権に対して、施行以前から権利を申告して制度活用の機会を拡大し、権利の特性を反映した判定手続きを設けて、権利者と輸出入者との利益均衡を図ることができるであろう」と述べた。

特許審判手続きで口述審理が急増

特許審判手続きで、当事者の主張を直接聞くために2006年から導入された「口述審理」の件数が、2011年末に導入初年の6倍にまで増えた。

特許庁によると、2006年に123件であった口述審理が、

2010年末は647件(526%)、2011年1月～11月は704件と急増しており、全体の審決で口述審理の占める比率も、2006年の3.7%から2011年は19.5%に上昇した。

また、特許審判の公正性に対する顧客満足度は、2008年の65.5%から2010年は71.3%と高くなった反面、審決が特許法院で取り消される比率は2006年の27.7%から2011年末は21.4%と低くなった。

口述審理の急増は、相手方または審判官を理解させるには口述審理が有利であるという認識が広がっているためであると分析される。

特許審判院のシン・ジンギョク首席審判長は、「迅速な争点整理と審判品質の向上のために、口述審理の対象を積極的に拡大している」とし、「また、全ての口述審理件について争点審問書の作成を義務化するなど、制度の内的充実にも努めている」と述べた。



構成要素と作用効果の差があり、確認対象考案は登録考案の権利範囲に属さないとした審決が正当であるとした事例

2004. 08. 19. 宣告2004HE01380判決 権利範囲確認(実)

事実関係

原告のユン〇〇は、電線連結部カバー用ターミナルブロックの実用新案権者である。被告のキム〇〇は、計量器ボックス用接続スリーブは、本事件登録考案とその構成が互いに異なるだけでなく、確認対象考案は公知技術で構成されており、本事件登録考案も、その出願日以前に公知となったものであるため、本事件登録考案の権利範囲に属さないと主張し、権利範囲確認審判を請求した。

特許審判院は、本事件登録考案と確認対象考案がその出願日以前に公知となったものであるとはいえないが、確認対象考案は本事件登録考案とその構成が相違するという趣旨で、本事件登録考案の権利範囲に属さないという本事件審決を下した。よって、原告は上記審決の取り消しを求める。

本案争点

1. 原告の主張

①確認対象考案は、その登録が無効となった登録実用新案公報第131289号の考案と同一であるので、本事件登録考案とその目的、技術的構成の中核部、作用効果において同一である。

②本事件登録考案の構成要素のうち、「壁体取付用ボルト孔(18)」と「壁体取付用溝(26)」は、確認対象考案の「後面ケース(1b)の両側に形成された結合孔(14)」と実質的に同一であり、本事件登録考案の「電線把持パッキング(17、25)」に対

応する構成が確認対象考案にはないが、電線把持パッキングの構成部分の省略によっても、本事件登録考案が目的とする作用効果を達成できるといえるので、単純な設計変更の程度に過ぎないといえる。

③本事件登録考案は電線の分岐作業が簡便であり、美観上の効果も達成しているが、確認対象考案は、本事件登録考案に比べ何ら作用効果上の上昇的な進歩がない。

2. 被告の主張

①本事件登録考案の壁体取付用溝が確認対象考案の結合孔と均等な要素であるといえない。

②本事件登録考案の権利範囲は、中核の構成要素以外にも、細部的な構成に限定されたものであるため、中核構成のみによるものに拡張して権利範囲を解釈することはできない。

③確認対象考案は、本事件登録考案のほとんどの構成要素を欠如しているか、それと相違しているため、両考案の効果は相違する。

法院の判断

1. 本事件登録考案と確認対象考案は、いずれも2つの電線の連結部位を収納し、外部の露出を防止すると共に、電線を固定するためのものであるという点で、その目的が同一であるといえる。

2. 本事件登録考案の構成要素1と確認対象考案は、上下または前後に分離されたターミナルブロック(スリーブ)が螺合し、内部に電線の連結部位を安置できる空間部を形成し、前後または上下端に電線を把持して通過させることができる孔を形成した構成であるという点で、両考案の対応する構成が実質的に同一であるといえる。構成要素2と確認対象考案は、いずれも内部に電線の連結部位を把持することができる溝が形成されているという点で、両考案の対応する構成が実質的に同一であるといえる。構成要素3と確認対象考案は、いずれも螺子を挿入して結合させる孔が形成されており、内部接触面に予備結合用突起が形成されているという点で、両考案の対応する構成が実質的に同一である。構成要素5の壁体取付用ボルト孔は、ターミナルブロックの本体を壁体に固定させる機能をするものであって、確認対象考案の結合孔及び螺子孔と実質的に同一の構成であるといえる。構成要素6と確認対象考案は、いずれもターミナルブロック(スリーブ)の下部固定板(後面ケース)の内部に電線の連結部位を安置できる空間部を形成し、空間部の左右の上下に螺合用孔を形成した構成であるという点で、両考案の対応する構成が実質的に同一であるといえる。構成要素4、7と確認対象考案は、いずれも電線の連結部位を安置できる空間部の上下端部に電線が引き込み及び引き出されることができるよう溝が形成されているという点では同一であるが、確認対象考案には本事件登録考案のように大小挿入溝が形成された電線把持パッキングに関する構成がないという差がある。構成要素8と確認対象考案は、下部固定板(後面ケース)に螺子締結用溝を形成し、壁体(計量器ボックス)に固定させる構成であると

いう点で同一であるといえる。

3. 従って、確認対象考案は、本事件登録考案とその目的が同一であり、本事件登録考案の構成要素1、2、3、4、6及び8と同一の構成を含んでいるが、本事件登録考案の構成要素4及び7と実質的に同一の構成を欠如しており、その構成の差による作用効果も差があるといえるので、確認対象考案は本事件登録考案の権利範囲に属さないといえる。それゆえ、これと結論を同じくした本事件審決は正当である。

紛争

三菱、LED蛍光体の特許侵害訴訟を提起

最近、半導体、LED材料などに関する特許侵害訴訟が相次いでいる。日本の三菱化学は12月21日、ソウル中央地方法院にGVPなどに対して蛍光体製品の韓国輸入、販売差止訴訟を提起したことを明らかにした。

三菱化学の訴訟は、米国所在のメーカーであるIntematixや韓国内の販売企業である株式会社GVPなどに対するものである。これに先だって日本の日立は、韓国の半導体装備メーカーであるKCTECHを相手にスラリー関連の特許を侵害したとして、米国の裁判所に提訴した。

三菱の訴訟の対象となる韓国特許第816693号は、CASN、SCASNと呼ばれる窒化物系赤色蛍光体である。これを用いたLED、照明器具、画像表示装置など発光器具などに関連するものである。

CASN、SCASN蛍光体は、LED用に使用されている赤色蛍光体であって、既存のLED蛍光体よりもさらに明るい光を発生し、耐久性に優れていることが知られている。三菱化学は、上記特許以外にも多数のCASN、SCASN蛍光体に関する特許を保有している。

同社は、「当社が製造及び販売している赤色蛍光体は、様々なLEDメーカーから良い評価を受けている。今後も、自社の特許権を侵害する場合、これを看過せず、積極的に対応するつもりである」と述べた。

日本のメーカーの訴訟について、ある業界の関係者は、「最近、日本の電子業界の不況で、部品、素材メーカーも過去に比べ成長が鈍化している」とし、「韓国メーカーの成長に対する牽制の意図も含まれていると解釈している」と述べた。

出願動向

透明電極の特許急増

薄くて柔軟で、且つ透明なディスプレイが脚光を浴び、次世代「透明電極」に関する特許出願が急増していることが分かった。

透明電極は、可視光領域の光を透過しながらも、電気伝導性を有する機能性薄膜電極であって、フラットパネルディスプレイ、タッチパネル、太陽電池などに用いられる。

市場調査機関であるディスプレイバンクが発刊した「次世代透明電極の中核特許分析」に関する報告書によると、次世代透明電極の特許は、2008年を基点に年間100件余り以上出願されていることが分かる。2002年から2009年までは出願件数が年平均51%程増加した。

今回の報告書は、1986年以降、韓国、米国、日本、ヨーロッパ等で出願された次世代透明電極に関する特許490件を分析した結果である。

次世代透明電極の国家別特許出願の現況を見ると、日本が212件(43%)と最も多く、次に韓国153件(31%)、米国94件(19%)、ヨーロッパ14件(3%)の順となる。

材料別では、CNT基盤の透明電極に関する特許出願が203件で全体の41%と最も多かった。CNT基盤の透明電極は、タッチパネル(TSP)に対する応用が多く、韓国電気研究院の出願が目立っている。

金属基盤の透明電極は147件と全体の30%を占め、このうち、日本のコニカミノルタ、富士フイルム、米国のCambrios Technologiesの比重が高かった。

次に、透明導電性酸化物(TCO)基盤の透明電極は83件(17%)、ポリマー(PEDOT)基盤の透明電極は41件(8%)の出願であった。ポリマー基盤の透明電極は、Hanita CoatingsやCima Nanotechなどのイスラエル企業が関連特許を出願している。

次世代透明電極のうち最も有力な材料であるといわれているグラフェン基盤の透明電極の場合、韓国の企業と大学を中心に特許出願が行われており、成均館大学が積極的に出願していることが分かる。

最近、インジウムの価格上昇とITO電極自体のクラック特性により、次世代電子製品にITOをそのまま適用するのに多くの問題点が指摘されている。そのため、代替材としてグラフェン、金属ナノワイヤ、高分子伝導体(PEDOT)、透明導電性酸化物(TCO)、炭素ナノチューブ(CNT)などを基盤にした次世代透明電極が活発に開発されているというのがディスプレ

イバンクの説明である。

また、ナノワイヤ基盤のメッシュ型透明電極や、酸化物-金属-酸化物 (Oxide-Metal-Oxide ; OMO) など異種の材料が接合したハイブリッド型透明電極なども続々と開発されている。

ディスプレイバンクの関係者は、「最近、フレキシブル、透明ディスプレイなど次世代デバイスに対する関心が高まるにつれて、次世代透明電極の研究が活発に行われている」とし、「今後、次世代透明電極の技術開発競争がさらに加速化されるであろう」と述べた。

個人無線端末機のセキュリティに関する出願増加

最近、スマートフォンのアプリケーションを通じて個人情報や不正収集し、スマートフォンのハッキングでクレジットカードの決済情報を盗む事例が増えており、個人情報のセキュリティに対して懸念する声次第に高まりつつある。

特許庁によると、スマートフォン、タブレットPCなど個人無線端末機のセキュリティに関する出願は、2007年の95件をはじめとして、2009年は117件、2011年10月末は145件と年毎に増加し、最近4年間で関連の特許出願が53%以上増加した。

これを出願主体別に見ると、大企業が199件 (32.8%) と最も多く、中小企業が167件 (27.5%)、個人が89件 (14.7%)、大学・研究所が87件 (14.3%)、外国企業が65件 (10.7%) の順となる。出願人別では、サムスン電子が62件と最も多く、韓国電子通信研究院が34件、LG電子が33件、サムスンSDSが17件、KTが14件の順となる。

個人無線端末機のセキュリティに関する技術は、無線通信ネットワークを用いたセキュリティ技術が180件 (29.7%) と最も多く、データ処理を用いたセキュリティ技術が112件 (18.5%)、商取引や経営、監督などに特化したデータ関連の技術が112件 (18.5%)、デジタルデータの暗号化、符号化、復号化を用いる技術が97件 (16.0%) とその後が続いている。

特許庁の関係者は、「スマートフォンとタブレットPCの使用が本格化するにつれ、これら端末機のセキュリティに対する脅威が増加するであろうと予想され、今後、セキュリティを維持し、ハッキングなどによる被害を防止するセキュリティ関連の出願がさらに増加するであろう」と予想した。

電子・半導体

サムスン、アップルの本場米国で勝訴

サムスン電子がライバルであるアップルとの「特許紛争」

に相次いで勝ち、氣勢を上げている。オーストラリアに続き、アップルの本場である米国で行われた仮処分訴訟でも勝訴したことにより、形勢が逆転したという評価が出ている。しかし、サムスンが本案訴訟も勝訴するかは断言し難い。米国サンノゼのカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所は12月2日、アップルが「サムスン電子のスマートフォンであるギャラクシー (3種) とタブレットPCのギャラクシー・タブ 10.1の米国内販売を差止するように」を要求する仮処分申請を棄却するやいなや、サムスン電子側は「裁判所の判決を尊重する」として歓迎した。

サムスンは今回の勝訴により、年末のクリスマス特需期間に安定的にIT製品を販売することができた。また、昨年9月と10月にオランダ、ドイツの裁判所でアップルに連敗した悪夢を払いのけ、雰囲気を変えたことも大きな成果である。アップルとサムスンは、現在10ヶ国で20件余りの特許訴訟を繰り広げており、今回の判決が今後の訴訟にも影響を与えるであろうと思われる。

しかし、専門家は、サムスンが今年の夏に予定されている本案訴訟で勝訴するかは依然として未知数であると見ている。特許専門家のチョン・ウソン弁理士は、「仮処分事件の判決は本案で争う内容だけでなく、当事者間の衡平性、アップルが受けた被害などを総合的に勘案して下すため、今回勝ったからといって、本案訴訟で必ず勝訴すると見るのは難しい」と述べた。これに先だって、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所のルーシー・コー (Lucy Koh) 判事は、「アップルはサムスン電子がアイパッドの一部特許を侵害していることは立証したが、サムスン電子の反論に対抗し、特許の有効性を示すことには失敗した」として仮処分申請を棄却した。

ソウル半導体、フィリップスとのLED特許紛争終結

ソウル半導体がフィリップスと繰り広げてきた発光ダイオード (LED) に関する特許紛争を終結した。

ソウル半導体は、ロイヤル・フィリップス・エレクトロニクスと「クロスライセンス契約」を締結したことを明らかにした。

両社は、契約の具体的な内容は公開しないこととしている。

両社間の特許紛争は、昨年3月にフィリップスがソウル半導体を相手に、LED作製に関する5つの特許を侵害したとして、米国カリフォルニア州中央地方裁判所に訴訟を提起して始まった。

その後、ソウル半導体は、昨年5月に韓国とドイツの裁判所にフィリップスを相手にLED照明に関する特許侵害訴訟を提起した。

両社がクロスライセンス契約を締結したことにより、約9ヶ月間繰り広げてきた特許紛争が事実上終結したわけだ。

ソウル半導体の関係者は、「この契約で、両社は相手会社のLED技術に関連する特許リストの相当部分を共有することができるようになった」とし、「オスラムとクリー、日亜に続き、フィリップスともクロスライセンスを締結したことにより、LED特許訴訟でかなり自由になったと見ることができる」と述べた。

ソウル半導体のペ・ソンウン営業担当常務は、「このクロスライセンスの締結により、売り上げの拡大だけでなく、LED市場で確固たる位置を占めることになった」とし、「ソウル半導体は特許を尊重する企業であって、役職員と投資者のために特許権の保護に強く対応するつもりである」と述べた。

化学・金属・生命工学

太陽電池用染料の特許増加

太陽電池のコストを減らしながら、エネルギーの変換効率を高めることができる染料感応太陽電池用染料の技術開発が産業界を中心に持続的に行われている。

特許庁によると、染料感応太陽電池用染料に関する特許出願の件数は、2002年から2010年までで計98件に達する。

年度別に見ると、2002年に1件が出願されて以来、2003年～2006年の間で毎年2～5件と徐々に増え、2007年12件、2008年15件、2009年30件、2010年28件などと大幅な増加傾向を見せている。

出願人別では、韓国人の出願が全体の60.2% (59件) を占めており、DONGJIN SEMICHEM (23件)、高麗大学校産学協力団 (7件)、LGディスプレイ (4件) などの順となる。

このような持続的な出願増加は、政府のグリーン成長政策により、産業界の活発な研究開発が行われているためであると解釈される。出願技術も、染料の化学構造を改善し、エネルギーの変換効率や耐久性などを向上させる研究が重点的に行われている。

特許庁の関係者は、「染料を用いた太陽電池分野は、技術標準が規定されておらず、優れた染料を積極的に開発し、中核特許を先に獲得すれば、近いうちに韓国企業が染料感応太陽電池市場の強者として浮かび上がるのもそう遠くないであろう」と述べた。

HANALL BIOPHARMA、 EPOのバイオベターの米国特許取得

HANALL BIOPHARMAが貧血治療剤に使用されるタンパク質であるEPO (HL-033) を改良したバイオベター (Bio better) の米国の物質特許を取得したことを明らかにした。

物質特許は、改良されたバイオベターの物質に対して、新物質特許の付与を受けるものであって、20年の間特許権の保護を受ける。今回、EPO (HL-033) の改良物質特許の登録により、HANALLは、インターフェロン α (HL-143)、インターフェロン β (HL-144)、経口型成長ホルモン (HL-032) など5つのバイオベターに対して、米国の物質特許を保有することになった。

EPOは、腎臓で生成されるホルモンであって、骨髄で赤血球の形成を促進する役割をする。主に慢性腎不全及び癌患者の貧血治療剤に使用されるバイオ医薬品であって、2010年基準で11兆ウォンの市場を形成している。

今回米国で特許取得した改良物質は、既存のEPOに比べ、タンパク分解の抵抗性が増加したものであって、体内安定性が高いため、一週間に一回注射する持続型注射剤及び経口投与剤として開発が可能なよう改良された物質である。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所
ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(栄和B/D)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.
ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(栄和B/D)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr